

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月24日
【会社名】	美津濃株式会社
【英訳名】	M I Z U N O C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水 野 明 人
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜四丁目1番23号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って おります。) 大阪市住之江区南港北一丁目12番35号 大阪(06)6614－8465
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 福 本 大 介
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田小川町三丁目22番4号
【電話番号】	東京(03)3233－7028
【事務連絡者氏名】	東京本社 経理財務部次長 漆 谷 謙
【縦覧に供する場所】	美津濃株式会社 東京本社 (東京都千代田区神田小川町三丁目22番4号) (上記は登記上の事務所ではありませんが、実際の業務は上記の場 所で行っております。) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月23日開催の当社第103回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社 普通株式 1株につき 金5円

総額 632,014,710円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、取締役及び取締役会に関する規定の変更及び新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除など、定款の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、水野明人、加藤昌治、山本睦朗、福本大介、小橋鴻三を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、浜田康宏、筒井豊、山添俊作を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、伊藤嘉章を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役に対しては3千万円以内）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	100,834	250	0	(注) 1	可決(99.752%)
第2号議案	100,945	139	0	(注) 2	可決(99.862%)
第3号議案				(注) 3	
水 野 明 人	70,936	30,147	0		可決(70.175%)
加 藤 昌 治	78,043	23,040	0		可決(77.206%)
山 本 睦 朗	80,672	20,411	0		可決(79.807%)
福 本 大 介	80,670	20,413	0		可決(79.805%)
小 橋 鴻 三	81,029	20,054	0		可決(80.160%)
第4号議案				(注) 3	
浜 田 康 宏	82,435	18,648	0		可決(81.551%)
筒 井 豊	82,176	18,907	0		可決(81.295%)
山 添 俊 作	81,107	19,976	0		可決(80.238%)
第5号議案				(注) 3	
伊 藤 嘉 章	71,668	29,416	0		可決(70.899%)
第6号議案	82,550	18,534	0	(注) 1	可決(81.664%)
第7号議案	82,935	18,148	0	(注) 1	可決(82.046%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛否の確認ができていない議決権の数の一部を集計しておりません。